

3月の防犯対策



令和6年3月1日発行
(公社)滋賀県防犯協会



子ども家庭庁を始めとする関係省庁では、官民協力して、令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2月～5月)を実施しています。

近年、青少年の多くがスマートフォン等によるSNS等の利用が進み、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用によるプライバシー侵害、犯罪の被害者や加害者となるケース、SNSを利用した誘い出しにより犯罪被害に巻き込まれる事例など、深刻な問題が発生しています。

青少年がこのような犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止するには、青少年がスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期を重点として、インターネット機器や関係事業者、保護者、学校等の関係者が連携、協力して取組を進める必要があります。

特に小学校高学年、中高生のいるご家庭に
○**児童ポルノ被害の4割近くは自分で提供した写真**

SNSで趣味の話が盛り上がり仲良くなった同年代の女の子。スタイルの話になり下着姿の写真を送り合ったら、本当は年上の男性で、実名入りの下着姿の写真をばらまかれたくなければ裸の写真を撮って送れ!と脅迫されてしまいました。(18歳未満の裸の撮影は児童ポルノ製



造罪)

違法な要求には応じないようにお子さんに伝えましょう。困ったことがあったら保護者に相談することも確認しましょう。

最寄りの警察や相談窓口を利用しましょう。

○**自画撮り被害にあわないようにペアレンタルコントロール(保護者による管理)のできること**

例えば、iPhoneではスレッドが含まれる可能性が有る写真をお子様を受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。(スマホのOS機能の活用)

適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。(AI検知対応サービスの活用)

乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

○**子どもの写真や動画の投稿はここに注意!**

我が子のかわいい姿や表情は、写真や動画に残しておきたいし、見てもらいたいと思っても、安全のための注意が不可欠です。

成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などの望まないかたちで知らない人に悪用されてしまうケースもあります

お風呂の写真、水着、はだかに近い写真は、SNSなどには上げずに、家族や親戚など、信頼できる近しい人だけの大切な思い出として扱きましょう

すべてのご家庭に

○**子どもの成長にあわせたルールづくりが大切**

(ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ)
発達段階に合わせて、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能を上手に活用して、子どもたちを守ってあげましょう

※ペアレンタルコントロールとは、フィルタリングの利用や親子のルールづくり等により、子どもの発達段階に応じてインターネット利用を保護者が適切に管理することです

※フィルタリングは、青少年がインターネットを利用す

る際、薬物などの違法な情報や出会い系・アダルト系サイト等の不適切な情報の閲覧及び年齢区分に合わないサービスやコンテンツの利用制限・調整ができる。子どもを守るためのツールです。

スマホを買うとき、入園・進学・進級などのライフイベント時に、また夏休みや冬休みに、スマホの等の不適切な利用によるリスクについて親子で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを見直しましょう

写真や動画の撮影

友人を隠し撮り・有名人を無断撮影することは肖像権の侵害となります。悪ふざけの迷惑動画は犯罪になることもあります。性的な部位や下着が写った写真・動画を、盗撮・「イヤ」と言っているのにむりやり撮影・「イヤ」と言えない状態で撮影することは撮影罪に当たります。

※2023年7月法律施行 撮影される人が16歳未満の場合は、「イヤ」かどうかに関わらず撮影罪(被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人が行ったとき)

※18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持は児童ポルノ製造罪や所持罪に当たります。

攻撃的な投稿

気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあること、投稿した言葉や写真はなかつたことにはできません。子どもと一緒にいろいろ話してみましょう。

※SNSでの言動に注意しましょう。

